

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

基本情報	
地方公共団体名	多摩市
事業計画名	多摩市重点対策加速化事業
事業計画の期間	令和6年度～令和11年度

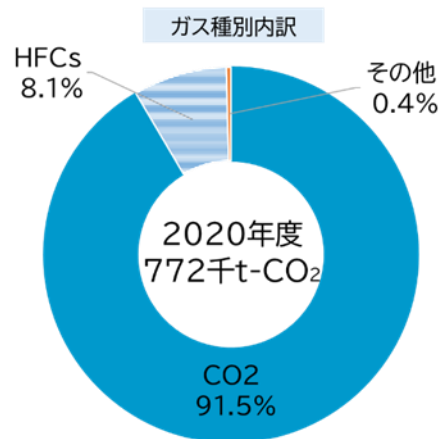
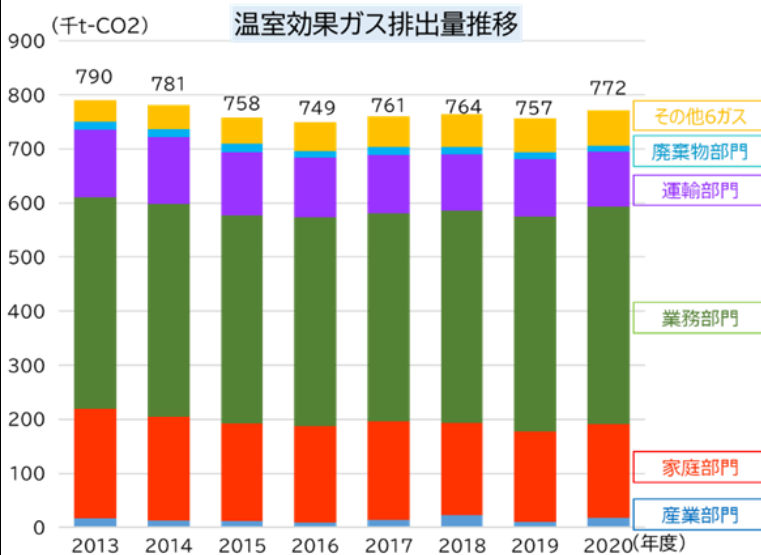
1. 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

(1) 目指す地域脱炭素の姿

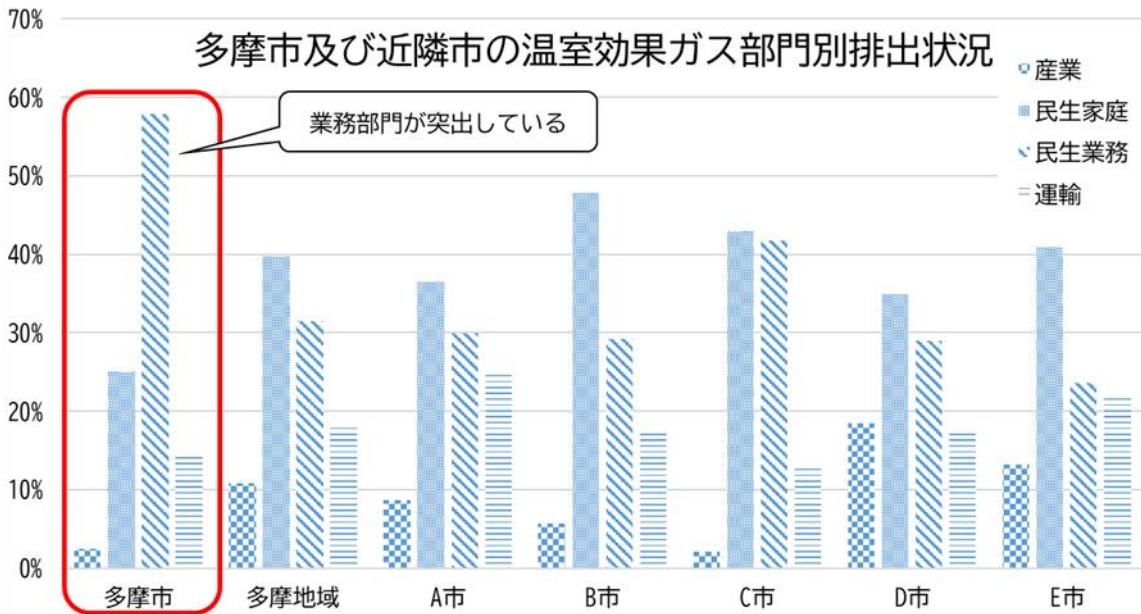
① 温室効果ガス排出状況

- ・多摩市全体のCO<sub>2</sub>排出量は2013（平成25）年度の790.1千t-CO<sub>2</sub>をピークに減少傾向となったが、近年は減少幅が鈍化し、2020（令和元）年度は771.7千t-CO<sub>2</sub>と前年度から増加している。
- ・部門別のCO<sub>2</sub>排出量については、業務部門が最も大きく、増加傾向である。

部門	2013年度 (基準年度)	2020年度(最新年度)	2030年度目標		
			増減率 (2013年度比)	増減率 (2013年度比)	
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	エネルギー転換部門	—	—	—	
	産業部門	16.7	17.3	+3.5%	8.7 ▲48.0%
	民生部門	594.3	576.1	▲3.1%	287.4 ▲51.6%
		家庭	202.3	174.3	▲13.9%
	業務	392.0	401.8	+2.5%	197.4 ▲49.6%
	運輸部門	124.7	101.0	▲19.0%	60.9 ▲51.2%
エネルギー起源CO <sub>2</sub> 以外の温室効果ガス	54.5	77.3	+41.8%	38.2 ▲29.8%	
温室効果ガス合計	790.1	771.7	▲2.3%	394.8 ▲50.0%	



- ・近隣市と比較しても業務部門の排出が突出している。



・再生可能エネルギーの導入ポテンシャルはほぼ太陽光に限られるため、住宅・事業所への最大限の太陽光導入が望ましい。

再生可能エネルギー種ごとの導入ポテンシャル・発電量

エネルギー種	設備容量	利用可能熱量	発電可能量	
	MW	TJ	MWh/年	TJ/年
太陽光 (建物)	213.82	-	293,158.10	1,055.37
太陽光 (土地)	23.09	-	31,485.81	113.35
バイオマス	0.00	53.45	2,969.36	10.69
太陽熱	-	231.76	-	-
地中熱	-	2,447.16	-	-
合計	236.91	2,732.37	327,613.27	1,179.41

出典：「多摩市再生可能エネルギービジョン」より抜粋

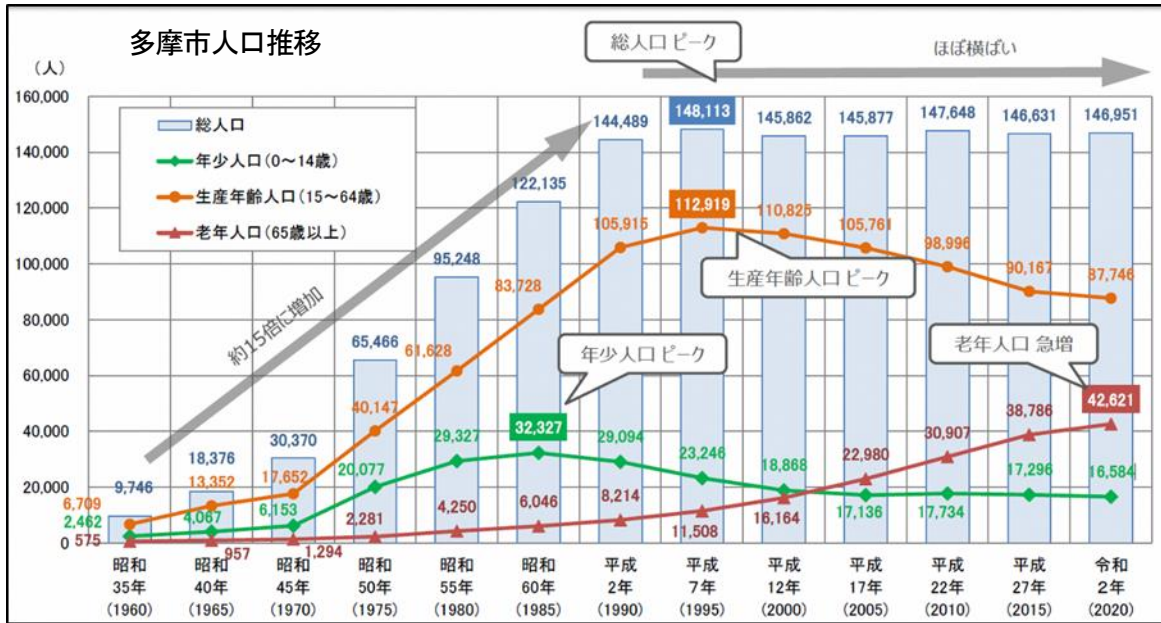
②地域課題

本市を含めて構成される多摩ニュータウンは、都心の急激な人口増大に伴う深刻な住宅難を解消することを目的に建設された日本最大級のニュータウンである。昭和46年の初期入居から50年が経過し、高齢者人口の増加と少子化、住宅や施設の高経年化などの問題が顕在化してきており、新たな暮らしの場へ再生していくことが課題となっている。その中で、近年の社会情勢の変化等を踏まえて東京都が新たに策定する「(仮称)多摩ニュータウンの新たな再生方針」において、多摩ニュータウンの抱える弱みとして、「高齢化の進展」、「施設の高経年化」、「商業機能の低下」を挙げている。

また、本市の最上位計画である「第六次総合計画」においても、多摩市を取り巻く課題として、温暖化による気候変動などの地球規模の環境問題、少子化・高齢化の進行、今後の人口減少があり、それらの課題を乗り越えるために分野横断的に取り組むべき重点テーマとして、「1 環境との共生」「2 健幸まちづくりの推進」「3 活力・にぎわいの創出」が挙げられており、ニュータウンが抱える弱みと密接に関連している。

【高齢化の進展】

1960年には1万人に満たなかった総人口は多摩ニュータウン開発に伴い大幅に増加し、1990年までの30年間に約15倍の14万人台まで増加した。生産年齢人口(15歳~64歳)は1995年をピークに減少傾向となっており、2010年以降は、10万人を割り込んでいる。老年人口(65歳以上)は近年増加傾向であり、2005年には年少人口(0~14歳)を上回り、2020年には4万人を超えるなど、高齢化が急速に進行している。2065年には5人に2人が高齢者となる見込みである。



本市では超高齢化社会への挑戦として、「健幸都市」を掲げ、健幸まちづくりを推進してきた。今までは福祉部門が中心となり、健幸的な生活の獲得支援、暮らしの安全・安心、世代の多様性を増やすことを目的に様々な事業に取り組んできた。今後は全庁的取組の一環として脱炭素要素を取り入れ、健幸まちづくりのさらなる推進と高齢者対策をする必要がある。

【施設の高経年化】

多摩ニュータウンの初期入居地区は50年が経過し、住民の高齢化とともに、住宅や施設の老朽化が見られる。導入設備も古く、当該住宅・施設は旧省エネルギー基準が制定される前であるため、断熱性能が低い。そのため市が目指す「環境」「健幸」はもとより、子育て世代に選ばれる居住環境となっていない。施設のリニューアルに合わせて、省エネ機器の導入と断熱化が必要である。

【商業機能の低下】

多摩ニュータウンの中心である多摩センター地区や唐木田地区においては、特定業務施設用地等への企業誘致が行われ、金融・保険業の情報処理センター、教育関連企業の事務所、研究所・研修所等の立地が進んできた。これらの業務機能の集積は多摩ニュータウンへの良好なアクセスや優れた都市基盤整備によるものであり、市の税収、雇用、産業振興に大いに貢献してきた。

しかし近年では市の中心である多摩センター駅において、商業施設や宿泊施設等の大規模事業者の撤退が相次いでいる。多摩ニュータウン開発から50年が経過し、事業者は大規模改修、建替えの投資判断時期となっている。これまでは都心部に近い街の優位性を活かして、本市に事業者が進出してきたが、公共交通網やモバイル環境の発達により、本市の優位性が損なわれている。また、大学卒業・就職時期の年代で流出超過の傾向がある。

多摩センターを含め市域全体の事業者支援、若者世代の流入・定着を進めるため、脱炭素を契機としたにぎわい・活力を創出し「働く街」としてのニュータウン再生が必要である。

③2030年までに目指す地域脱炭素の姿

2030年カーボンハーフ達成はもちろんのこと、2050年脱炭素社会が実現可能であることを、市民、事業者ら全員が認識している状態となっている。そのために、太陽光や省エネ機器、建築物の断熱化などハード面の脱炭素化や、働き方や暮らし方などのソフト面でも行動変容を促し脱炭素を後押し、脱炭素が身近で当たり前の社会となっている必要がある。市や都の方針、計画に従い、脱炭素を進めていく。

- ・「多摩市気候非常事態宣言」が目指す、市民一人ひとりが気候危機を自分ごととして捉え取り組む
- ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）で掲げる、分野横断的取組「住宅・建築物の脱炭素化」「再エネの利用拡大とエネルギーの地産地消」「脱炭素ライフスタイルへの転換」が達成され、深刻化する気候変動の影響に備える暮らしを普及することにより、安全で快適、利便性のよい暮らしのできるまちとなる。
- ・都と連携しながら脱炭素による後押しで多摩ニュータウン再生が推進される。

## ④対応状況及び今後の方針

## 【多摩市気候非常事態宣言】

令和2年6月、都内で初めて「多摩市気候非常事態宣言」を市議会と共同で表明し、気候が危機的な状況であることを全市民と共有し、一人ひとりがこの気候危機を「自分のこと」として考え、市全体で取り組み、2050年脱炭素社会実現を目標に掲げた。

## 【多摩市気候市民会議】

多摩市気候非常事態宣言に掲げた目標の実現に向けては、市民主体で気候変動対策を議論する取り組みが必要と考え、ヨーロッパの国々で実施され効果を挙げている「気候市民会議」を本市でも実施した。多摩市版気候市民会議では、令和2023年5月から7月にかけて、無作為抽出等で募った参加者が集い、自らの生活の中での取り組みや工夫、そのために必要なまちの機能や仕組みを話し合い、さらにこれらを地域社会へどう広げていくかについて熱い議論を交わした。(無作為抽出等で10代~60代の多摩市在住・在勤・在学の2,000名に招待状を送り、希望した45名が参加)この際まとめられた市民提案は、環境基本計画の取り組み項目に反映させた。

本取組について、次年度は隣接市他都内自治体と合同で継続して実施する予定であり、市民意見提案、市の取り組み啓発をするとともに、都内、都外へ機運広域化を促していく。

## 【多摩市版クールシェア事業】

クールシェアは、夏の省エネの一つとして「みんなで一つの場所に集まって“涼をシェア”」することで電気使用量の削減を推進するものである。多摩市においては家庭でのエアコンを消し、街へ外出することを促すため、協賛いただいた市内事業者から来店特典を提供いただくことで、市民がお得に楽しく省エネ活動を取り組んでいる。また市民がお店を利用することで地域活性化にも寄与する相乗効果も本事業の狙いである。市民、事業者へのインセンティブを付与し、行動変容を促している。なお、毎年度100店舗程度が事業に協賛し、利用者も1万人を超えている。

後述のゼロカーボンアクション制度と連携し、高ランク事業者に対しては事業冊子紙面の優遇特典を付け、協賛事業者の脱炭素に関する取組を誘発する。

## 【創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助】

家庭向けの太陽光、蓄電池、断熱窓導入補助事業。太陽光発電導入補助は平成20年度から実施し、令和4年度までに303件1256kW導入された。令和3年度には蓄電システムを補助対象に加え、令和4年度からは補助単価を上げるとともに、施工等に市内事業者を加えることで補助額の優遇が受けられるよう改正し、市内経済活性化も図った。令和6年度以降も継続予定。

## 【多摩市企業立地促進条例】

多摩市企業誘致条例はニュータウンに事業所を新たに立地する企業に対し奨励措置を講ずることにより、立地促進を図り、もって雇用機会の拡大に資するとともに、多摩NTの都市としての自立を図ることを目的として開始した。同条例により市内の企業誘致を促進し、指定企業の立地による市税収入の工場や雇用の確保に貢献してきた。本交付金における事業展開の先行導入の一つとしてまちのリニューアルに合わせて、引き続き企業の誘致を促進するとともに、変化し続ける企業活動や環境問題などの社会情勢に即した柔軟で効果的な制度に内容を改め、「多摩市企業立地促進条例」として施行した。新制度ではZEB認証を取得し新たに開設した場合に、奨励金額を1.5億円へ引き上げるなどしている。

後述のゼロカーボンアクション制度と連携し、制度内でZEB認証事業者に対するポイントを付与し、脱炭素に取り組む事業者を応援する。

本市においては令和2年に気候非常事態宣言を表明し、2050年脱炭素社会実現をめざしてきた。補助事業以外に市民、事業者の行動変容を促すクールシェアや、ZEB優遇を取り入れた「多摩市企業立地促進条例」を実施してきた。令和5年度には地球温暖化対策実行計画の策定に向け市民意見を取り入れるために多摩市気候市民会議を行ったところである。令和6年度からは実行計画策定後、市民・事業者とともに脱炭素に向け全市一丸となって取り組んでいく。特に業務部門の温室効果ガス排出が多い本市において、現状は事業者向け補助もなく、事業者の脱炭素を推進する取組がないため、業務部門からの削減に向けた取組を創出していく。



(2) 改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定状況等			
事務事業編	状況		改定時期
	○	改正温対法に基づく改定済	令和6年3月改定
	改定中		
区域施策編	状況		改定時期
	○	改正温対法に基づく策定・改定済	令和6年3月策定
	策定・改定中		

【事務事業編】

第三次多摩市地球温暖化対策実行計画（令和6年3月改定）

計画期間：令和6年度から令和15年度まで

削減目標：温室効果ガス総排出量を令和12年度に2013年度比51%削減

取組概要：全庁的な取組として、「再生可能エネルギーの導入拡大」「庁用車の電動化」「市有施設の省エネ化」に取り組むことで、基準年2013年度からの排出量の削減を目指す。

改定スケジュール：令和6年1月 環境政策推進本部会議にて協議

令和6年2月 みどりと環境審議会へ報告

令和6年2月 環境政策推進本部会議にて庁内決定

令和6年3月 議会へ報告後改定

個別措置	取組・目標
太陽光発電設備を設置	2028年度には設置可能な市有施設の50%に設置
公共施設の省エネルギー対策の徹底	今後新設が予定されている施設においては、原則ZEB Oriented相当以上の省エネ性能を目指す ZEB化が困難な新築及び既存施設改修時には環境配慮技術を導入し省エネルギー化を図る
電動車の導入	新規導入、更新においては代替可能な電動車がない場合や災害時を考慮した車両配置の必要性などの特段の事情がない限り、環境負荷の少ない電動車を推進
LED照明の導入	2030年までに全ての施設の照明をLED化
再生可能エネルギーの推進	再生可能エネルギーや清掃工場の発電余剰電力を活用して、電気における二酸化炭素排出を削減。2028年度までには切り替え可能な全ての公共施設を再生可能エネルギーに切り替え

【区域施策編】

第3次多摩市みどりと環境基本計画（令和6年3月策定予定）

計画期間：令和6年度から令和15年度まで

削減目標：2030年度に2013年度比で下記の削減目標

- ・全体目標：50%削減
- ・家庭部門：55%削減
- ・業務その他部門：50%削減
- ・産業部門：48%削減
- ・運輸部門：30%削減

改定スケジュール：令和4年5月 環境政策推進本部会議にて策定開始報告

令和4年11月～令和5年5月 市民アンケート、イベント内パブリックアクション

未来創造ワークショップ、多摩市気候市民会議（全 5 回）にて意見聴取  
 令和 5 年 12 月 パブリックコメント、市民説明会  
 令和 6 年 2 月 審議会へ報告、庁内会議にて決定  
 令和 6 年 3 月 議会へ報告後策定

<異なる目標水準の設定をしている部門について>

家庭部門において世帯あたりの排出量は減少するが、世帯数の増加が見込まれるため削減目標に対し比較的低くなっている。削減目標が低い。業務その他部門については業務系延床面積が国に比べ減少していると仮定した。産業部門については省エネ対策の推進によりエネルギー消費原単位が毎年度 1%低下すると仮定し、運輸部門については自動車走行量が増加すると仮定したため。

<各部門における削減取組について>

部門	取組・目標
全部門共通	・市内のエネルギー消費量を 2013 年度 7,339TJ から 2033 年度 5,241TJ まで削減 ・太陽光発電設備 18.2MW の導入
家庭部門	世帯当たり CO2 排出量の 2013 年度比 58%削減、住宅ストックにおける ZEH 水準普及率 10%を目指す。そのために断熱や省エネ機器、太陽光等の導入、省エネ型ライフスタイルの実践を行う。
業務その他部門	建築物ストックにおける ZEB 水準普及率 10%を目指す。そのために断熱や省エネ機器、太陽光の導入、省エネ型のワーキングスタイルの実践を行う。
産業部門	省エネ対策の推進。省エネ法の努力目標を考慮し、エネルギー消費原単位が毎年度 1%ずつ低下
運輸部門	自動車保有台数に占める EV 割合 15%（乗用車）、8%（貨物車）
廃棄物部門	4R+リニューアブル、プラスチック対策、食の地産地消を推進し総ごみ量を 2013 年度比 20%削減、資源化率を 2013 年度 34.3% から 36.9%まで上昇させる。

## (3) 地方公共団体実行計画における位置付け

## ①本事業の位置付けや活用方法等

実行計画の重点戦略である分野横断的取組として「住宅・建築物の脱炭素化」「再エネの利用拡大とエネルギーの地産地消」「移動・交通の脱炭素化」「脱炭素ライフスタイルへの転換」などを掲げている。分野横断的取組は市民、事業者、市民団体等及び市が協働して取り組むこととして、「多摩市気候市民会議」による市民意見を反映させたものである。具体的取組として、市民・事業者は住宅や事業所への省エネ・再エネ機器の導入、断熱化、生活・消費行動の見直しを行い、市はそれらを推進するために、省エネ・再エネ機器、断熱化などの補助制度の拡充・創設を行い、ライフスタイルの転換を促すこととしている。本交付金は具体的取組に掲げた補助制度の拡充・創設を行い、市民・事業者による脱炭素の取組を推進するものである。

## ②実行計画に掲げる目標に対する活用分野・事業

実行計画に掲げる分野横断的取組目標のうち、「住宅・建築物の脱炭素化」「再エネの利用拡大とエネルギーの地産地消」を推進するために本交付金を活用する。また、市独自の取組としてライフスタイルの転換を促すために後述のゼロカーボンアクション制度を創設する。

## ③交付金の寄与

- ・地方公共団体実行計画における 2030 年度温室効果ガス排出量削減目標（50%削減）のうち、本交付金による設備導入等の効果として、1%の温室効果ガス排出量削減に寄与
- ・地方公共団体実行計画における家庭部門 2030 年温室効果ガス排出量削減目標（55%削減）のうち、本交付金による設備導入効果として、2%の温室効果ガス排出削減に寄与
- ・地方公共団体実行計画における業務その他部門 2030 年温室効果ガス排出量削減目標（50%削減）のうち、本交付金による設備導入効果として、1%の温室効果ガス排出削減に寄与
- ・本交付金に関連した市財源による取組として、2030 年度温室効果ガス排出量削減目標（50%削減）のうち、0.1%に寄与
- ・地方公共団体実行計画における 2030 年度の需要電力に対する再エネ導入量目標（18MW）のうち、本交付金による設備導入等によって2.7MWを導入する

別添様式 2

2. 重点対策加速化事業の取組

(1) 事業の規模・内容・効率性

規模・内容・効率性	
①温室効果ガス排出量の削減目標 (トン-CO2 削減/年)	4,166
②再生可能エネルギー導入目標 (kW)	1,616
(内訳)	
・太陽光発電設備	1,616
・風力発電設備	
・地熱発電設備	
・中小水力発電設備	
・バイオマス発電設備	
③事業費 (千円)	2,832,288
(うち交付対象事業費)	1,732,288
④交付限度額 (千円)	687,704
(内訳)	
直接事業	366,060
間接事業	321,644
⑤交付金の費用効率性 (千円/トン-CO2) (交付対象事業費を累積の温室効果ガス排出量の削減目標で除す)	24,520

<申請事業>

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電		実施する		
年度	事業概要	事業量		交付限度額 (千円)
		数量	容量	
令和6年度	太陽光発電設備の家庭向け間接補助事業	6	28.8kW	864
	太陽光発電設備の事業所向け間接補助事業	3	50kW	500
令和7年度	太陽光発電設備の家庭向け間接補助事業	29	140.2kW	8,456
	太陽光発電設備の事業所向け間接補助事業	15	120kW	5,950
令和8年度	太陽光発電設備の家庭向け間接補助事業	29	140.2kW	8,456
	太陽光発電設備の事業所向け間接補助事業	15	120kW	5,950
	庁舎への太陽光発電設備導入	2	70kW	10,500
	庁舎への蓄電池設備導入	2	20kWh	2,133
令和9年度	太陽光発電設備の家庭向け間接補助事業	29	140.2kW	8,456
	太陽光発電設備の事業所向け間接補助事業	15	120kW	5,950
	庁舎への太陽光発電設備導入	1	50kW	7,500
	庁舎への蓄電池設備導入	1	10kWh	1,067
令和10年度	太陽光発電設備の家庭向け間接補助事業	29	140.2kW	8,456
	太陽光発電設備の事業所向け間接補助事業	15	120kW	5,950
	庁舎への太陽光発電設備導入	1	50kW	7,500
	庁舎への蓄電池設備導入	1	10kWh	1,066
	公共施設ソーラーカーポート	1	66kW	22,000
令和11年度	太陽光発電設備の家庭向け間接補助事業	29	140.2kW	8,456
	太陽光発電設備の事業所向け間接補助事業	15	120kW	5,950



別添様式 2

合計	太陽光発電設備の家庭向け間接補助事業	151	730kW	43,144
	太陽光発電設備の事業所向け間接補助事業	78	650kW	30,250
	庁舎への太陽光発電設備導入	4	170kW	25,500
	庁舎への蓄電池設備導入	4	40kWh	4,266
	公共施設ソーラーカーポート	1	66kW	22,000

ウ 業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導		実施する	
年度	事業概要	事業量 (数量)	交付限度額 (千円)
令和7年度	高効率設備の民間向け間接補助事業	13	32,500
令和8年度	高効率設備の民間向け間接補助事業	13	32,500
	庁舎への高効率設備導入	2	30,350
令和9年度	高効率設備の民間向け間接補助事業	13	32,500
	庁舎への高効率設備導入	5	62,075
令和10年度	高効率設備の民間向け間接補助事業	16	41,500
	庁舎への高効率設備導入	6	71,525
令和11年度	本庁舎建替えによるZEB Oriented化	1	125,000
	高効率設備の民間向け間接補助事業	10	23,500
合計	本庁舎建替えによるZEB Oriented化	1	125,000
	高効率設備の民間向け間接補助事業	65	162,500
	庁舎への高効率設備導入	13	163,950

エ 住宅・建築物の省エネ性能等の向上		実施する	
年度	事業概要	事業量 (数量)	交付限度額 (千円)
令和7年度	市民の断熱改修補助	30	17,150
令和8年度	市民の断熱改修補助	30	17,150
令和9年度	市民の断熱改修補助	30	17,150
令和10年度	市民の断熱改修補助	33	20,150
令和11年度	市民の断熱改修補助	27	14,150
合計	市民の断熱改修補助	150	85,750

<国の交付率等より低い交付率等で実施する場合、協調補助を実施する場合>

事業番号	事業概要	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙2で計算された交付限度額 (千円)	地方公共団体から間接事業者への補助額	
			交付限度額 (千円)	協調補助額 (千円)
1322410010 1322410011	断熱改修補助	85,750	85,750	8,500
事業量 (数量)		150 件	150 件	

(2) 事業実施における創意工夫

①市内事業者活用の促進

個人向けの補助については、本交付金を活用する太陽光と市が単独補助を実施する蓄電池のセット導入を条件するとともに、施工は市内事業者に限ることにより、市内経済循環及び市内の施工事業者の育成を行う。地域に密着した事業者活用を支援することで市内経済の活性化につながる。

②事業者向け太陽光補助の新設

これまで実施していなかった事業者向け補助事業を実施し、災害時に太陽光発電を活用した電力供給・物資の開放など、市民へ災害時支援を行うことを条件に、太陽光発電設備の導入を支援し、多摩市の再エネを増強すると共にレジリエンス強化をはかる。

③ソーラーカーポート

ソーラーカーポートについて本交付金を活用し、さらなる再エネ拡大を目指す。最大限の再生可能エネルギーの拡大のため、一般的な屋根置太陽光以外にもソーラーカーポートの普及にも注力していく。

④リバースオークション

再生可能エネルギーの推進のために、株式会社エナーバンクが実施する電力リバースオークション「首都圏再エネ共同購入プロジェクト」に令和6年度より参加する。再エネ共同購入プロジェクトとは、地域の民生部門の脱炭素化に取り組む自治体と連携し、再エネ電力や非化石証書の共同購入を行うプロジェクトである。共同購入により、個別事業者ごとに電力調達するよりも価格を抑制することができる。これにより市内の事業者の再エネ導入と電力コスト抑制を図る。

7~8月頃協定締結、9月事業周知、10月登録開始、11月~12月オークション、翌年4月電力供給開始を予定している。後述の市独自の取組である再エネ電力切替協力金の併用が可能であり、再エネ電力調達コストを下げつつ、市から補助が受けられることで、再エネ導入が促進される。

⑤初期費用ゼロでの省エネ設備導入支援

多摩信用金庫、東京海上日動火災保険及び株式会社 NEXYZ. の連携による初期費用ゼロでの省エネ設備導入「ネクシーズ ZERO」を推進し、東京海上日動火災保険による設置者への無償の BCP 策定支援サービスにより災害対策も合わせて進める。株式会社 NEXYZ. と連携している多摩信用金庫の中小企業へのネットワークを活用し、初期コスト不安で導入を躊躇う事業者に省エネ設備導入を推進する。「ネクシーズ ZERO」と本交付金の併用による月額料低減により、省エネ設備導入が加速される。また、株式会社 NEXYZ. からは設備導入による CO2 排出削減量のレポートも提供されるため、事業者による事業推進時においては本交付金事業の PR も合わせて行う。

(3) 地域課題の解決・地域特性の活用

地域課題	
地域課題の概要	多摩ニュータウンの再生に向けた「弱み」の克服
<p>多摩ニュータウン開発から 50 年が経過し、団地の老朽化、住民の高齢化、商業機能の低下などの課題が顕在化し再生が必要となっている。</p> <p>近年の社会情勢の変化等を踏まえて東京都が新たに策定する「(仮称) 多摩ニュータウンの新たな再生方針」において、多摩ニュータウンの抱える弱みとして、「高齢化の進展」、「施設の高経年化」、「商業機能の低下」を挙げている。</p> <p>市の第六次総合計画において多摩を取り巻く課題として、温暖化による気候変動などの地球規模の環境問題、少子化・高齢化の進行、今後の人口減少を挙げている。それらの課題を乗り越えるために分野横断的に取り組むべき重点テーマとして、「1 環境との共生」「2 健幸まちづくりの推進」「3 活力・にぎわいの創出」を掲げている。</p> <p>本事業において、市の重点テーマを推進するとともに、多摩ニュータウンの抱える弱みを克服し、多摩ニュータウン再生を推進する。</p>	
地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入	
<p>本市は都市部のベッドタウンとして開発されたため、遊休地等がなく再エネポテンシャルは屋根置き太陽光に限られるという特性を持つ。自らが使うエネルギーを賄うためには屋根置き太陽光の最大現導入が必要である。そのため屋根置き太陽光の設置を促進するため、本事業を活用し、市民、事業者向けの太陽光、蓄電池設置補助事業を実施する。都の補助や共同購入事</p>	

業と合わせることで設置者負担を限りなく少なくし、「太陽光導入をためらう理由」である購入価格の負担低減をすることで、再エネ設備の導入を進める。

また、集合住宅やテナントビルにおいては、太陽光発電設備の設置等には所有者全体の合意が必要となり、居住者や事業者が脱炭素を推進したくても取り組めない場合がある。そのため、市の単独事業として再エネ電力協力金を創設し、家庭や事業所の使用電力を再エネ由来に切り替えた場合に協力金を出すことで再エネ電気の推進を図る。

再エネ設備及び再エネ電気導入を促進し、再生可能エネルギーの最大限導入を推進する。

#### 重点対策加速化事業の取組による地域課題解決について

本交付金の主な活用用途としては民間向け省エネ機器、再エネ機器、断熱改修補助である。これらの補助事業をきっかけにニュータウンの弱みを克服する。

##### ① 省エネ・再エネ機器（エネルギーコスト削減）

省エネ・再エネ機器及び断熱化により家庭、事業者はエネルギーコストの削減が進められる。家庭においては光熱水費の削減により家計にゆとりが生まれ、商業への利用が期待できる。商業活性化により市の重点テーマである「にぎわい・活力」が生まれ、働く場も創出される。働く場や「商業活性化」により若者世代の流入により人口増となる。また、民間の再エネ設置に関しては市内施行事業者により行うことで、市内の施行事業者に再エネ設置のノウハウが蓄積され、再エネの導入が促進されるとともに、多摩市内の商業活性化にも寄与する。ゼロカーボンアクション制度と地域通貨アプリの連携により、本事業の効果を市内で循環させ、商業活性化から働く場の創出、賑わいの創出へとつなげ、多摩NTの再生へと繋げていく。（課題：商業機能の低下対策）

また、事業者においてはエネルギーコスト削減により企業収益が増え、施設改修・建替に資金が流れ、高経年化対策となる（課題：施設の高経年化対策）。施設のリニューアルと脱炭素というブランディングにより、「商業活性化」や若者世代の呼び込みにもつながる。（課題：高齢化の進展対策）

##### ② 断熱化（健幸まちづくり・高齢者対策）

住宅の断熱化はヒートショックの防止、高血圧症の防止、循環器疾患の予防、熱中症の予防、身体活動の活性化等、住民の健康維持への寄与が期待できる。高齢化が進行する本市においては、高齢者をはじめ市民の健幸を維持するために、ヒートショック予防等ともなる住宅の断熱化補助を行い、快適な住環境を提供し、健幸まちづくりを推進する。

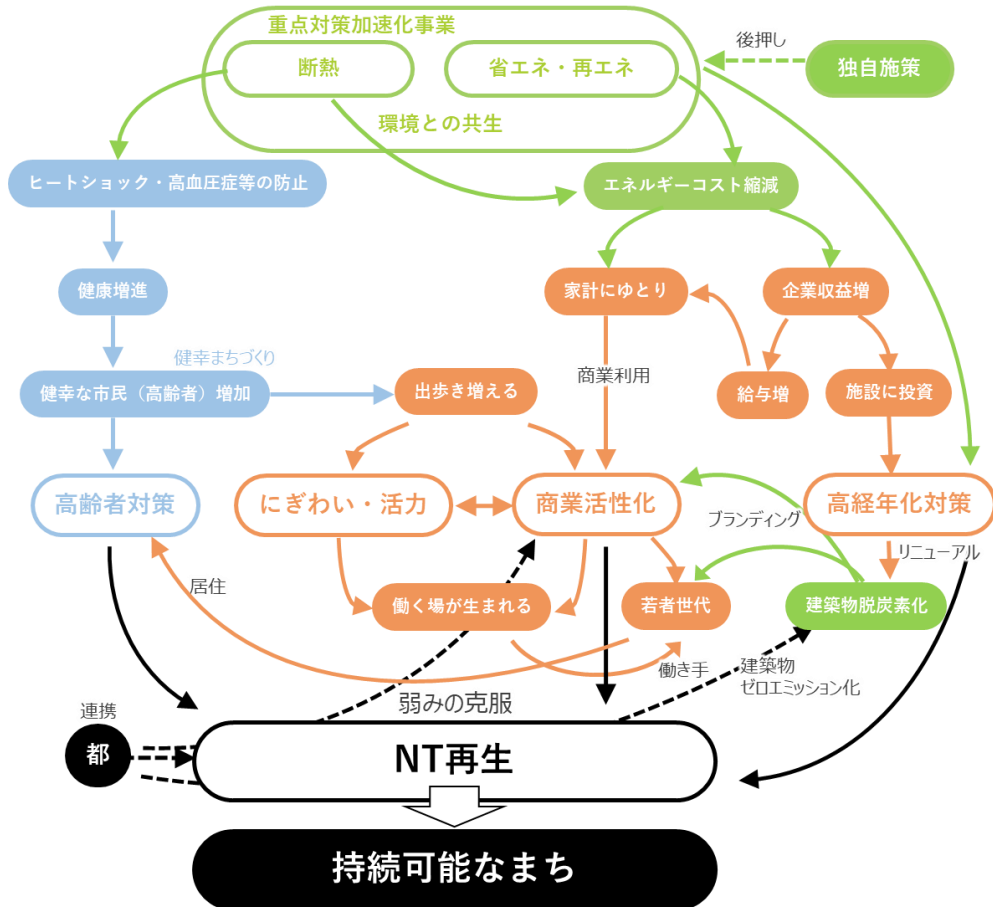
また、前述の商業活性化（にぎわい・活力の創出）により若者・子育て世帯を呼び込む。（課題：高齢化の進展対策）

##### ③ 独自施策及び都との連携

東京都の広域的なまちづくりの取組を示す「多摩のまちづくり戦略（素案）」において、将来像を実現するための施策の方向性として「都内のCO2排出量の7割超を占める建物のゼロエミッション化を進める」や「長期間使用できる住宅ストックの形成を推進する」を挙げており、前述のニュータウン再生方針と合わせ、脱炭素分野にも注力している。脱炭素の推進と市内経済の活性化レジリエンス強化の同時達成を目指し、NT再生と持続可能なまちの形成に寄与する。

また、後述の独自施策により、本交付金の更なる活用が進められる。

【本交付金活用によるNT再生イメージ図】



上記イメージ図のとおり、本交付金の活用により、高齢者対策、商業活性化、高経年化といったニュータウンの弱みの克服が進む。また、それらは相互に作用し、持続可能なまち形成に向けた好循環が生まれる。

(4) 事業実施による波及効果（地域脱炭素の基盤づくり）

波及効果（地域脱炭素の基盤づくり）	
波及効果①	<p>民間事業者のネットワークを活かした波及（地域金融機関連携・中核企業連携・地元事業者育成）</p> <p>市内大手事業者や地元金融機関は関連事業者やグループ会社など全国に多数のネットワークを持っており、脱炭素に関連する技術やノウハウ、サービスを有し本市へも適宜情報提供いただいている。市の業務施設が集積し、温室効果ガス排出量の多い多摩センター地区、尾根幹沿線地区 22 事業者と脱炭素に向けた連携体制を構築し、補助事業に寄らない多様な脱炭素手法を市民・事業者提供していく。</p> <p>令和6年度から実施する後述の「再エネ電気切替協力金事業」においては、自社グループ内で電力事業を行い、市内に実店舗をもつ東京ガスや大手通信事業者と連携することで、市は実店舗での電気切替促進、事業者はグループ収益の向上に繋がる。再エネ電力プランは多くの電力事業者で実施していることから、全国で展開が可能である。</p> <p>また、後述の多摩信用金庫及び東京海上日動火災保険と連携した株式会社 NEXYZ の初期費用ゼロの省エネ設備導入「ネクシーズ ZERO」の市内展開において、79 の本支店ネットワークを持つ多摩信用金庫により関連する中小企業及び多摩地域への脱炭素化支援の波及が可能である。</p>
波及効果②	既存ネットワークを活かした都内自治体への波及（水平連携）

	<p>都内自治体へ向け、協議会等を通じて横展開を行う。特に前述のとおり本交付金、都・自治体補助を併用することで、設置者負担実質ゼロで設備導入可能であることをPRし、都民約1400万人の脱炭素化を推進する。</p> <p>【多摩NT環境組合構成への波及】 本市の廃棄物焼却処理を行っている多摩清掃工場を運営する多摩ニュータウン環境組合は本市のほか、隣接の八王子市、町田市で構成されている。構成3市では定期的に会議を行っており、環境関連の取り組みも共有している。多摩ニュータウンは八王子市、町田市にもまたがり共通することも多いため、定例会議の場で本市の取り組みを共有することで、脱炭素施策の横展開が可能である。</p> <p>【都内自治体への波及】 東京都は日本の人口の1割を占めており、エネルギー消費地でもある。資源エネルギー庁の電力調査統計において、多摩市の電力需要は都内26市中4位であり、特別高圧・高圧においては2位でありエネルギー消費地である。その中で、本市が先行して重点対策加速化事業に取り組み、市域の脱炭素化を進め、以下の方法でノウハウを伝え、エネルギー消費地の東京における脱炭素化を加速させる。 「東京都市環境・公害事務連絡協議会」では都内26市における環境関連の共有を定期的に行っており、本市における先行した取り組みは他自治体へ展開が可能である。 東京都が毎年度実施している都内全自治体が参加する「東京都環境行政交流会」において本交付金における取組を発表する。上記協議会及び交流会へのPRにより都内自治体の重点対策加速化事業への参加及び脱炭素施策を促す。</p>
<p>波及効果③</p>	<p>市内工務店を活かした波及（地元事業者育成）</p> <p>既存の市補助においては該当機器導入に際して施工等に市内事業者を利用した場合、補助額優遇を行っている。本市においても脱炭素化促進及び市補助の利用者を増やすため、住宅建設組合や土建協会と連携し、都補助の活用も含めた補助事業説明会を開催している。市内施行事業者により行うことで、市内の施行事業者にも再エネ設置のノウハウが蓄積され、再エネの導入が促進される。市内事業者利用優遇による市内工務店利用、経済循環が期待されるほか、市内工務店自らの営業による太陽光等の設置推進も期待できるため、毎年度事業説明会を開催する。</p>
<p>波及効果④</p>	<p>気候市民会議による波及（水平展開）</p> <p>環境基本計画策定をきっかけに始めた本取組は令和6年度も日野市他、都内自治体と合同で開催する予定である。都内自治体は再エネポテンシャルが屋根置き太陽光に限られる点や、家庭・事業所の省エネ化、断熱化が重要であるという点は共通している。そのため、会議において本市の取組を紹介することで、会議に参加する市民から、居住自治体への本交付金の活用や同様の取組提案が期待できる。</p>
<p>波及効果⑤</p>	<p>ゼロカーボンアクション制度による波及（地元事業者、人材育成・水平展開）</p> <p>後述の本制度は市民・事業者の脱炭素行動に応じた優遇を行い、更なる取組を推進する制度である。本事業のノウハウや認定店舗をゼロカーボンアクション制度に取り入れ事業拡大を図り、令和6年度からモデル事業を行う地域ポイントについて、モデル事業の結果・ノウハウを取り入れ、多摩市版の脱炭素に向けたゼロカーボンアクション制度、地域通貨制度を構築し、市民・事業者の行動変容を実現する。優遇措置の一つとして補助金上乗せを行うことで、本交付金や市の補助事業の活用を推進することができる。また、評価する脱炭素行動は補助事業に関する設備導入だけでなく、環境イベントや市環境関連事業の参加なども対象とすることで、市の既存、新規事業の活</p>

	<p>性を図ることができる。他自治体においても同様の補助事業や環境関連事業を実施していることから、本制度を全国自治体へ横展開することができる。</p>
波及効果⑥	<p>国内外にファンを持つサンリオピューロランドからの波及（中核企業連携）</p> <p>多摩センター駅にはサンリオピューロランドが立地しており、「ハローキティにあえる街」として市と連携して街の活性化に取り組んでいる。観光、広報のほか、令和5年度において多摩市中央図書館オープンイベントとしてサンリオで「ハローキティとSDGsを学ぼう」といったSDGs, ESDをテーマに取り入れている。多摩センター駅は3路線が乗り入れ、本市で最も乗降客数が多い駅でもあり、ビジネスとしても観光としても利用者が多いエリアである。そのため株式会社サンリオエンターテイメントと協力し、サンリオキャラクターを活用し、サンリオピューロランドの来園者、多摩センター利用者をターゲットとして令和7年度より駅前階段装飾や多摩センター夏祭り、ハロウィンイベントなどにおけるブース出展、イベント開催により年約700万人に事業PRする。</p>

(5) 推進体制

①地方公共団体内部の執行体制及び推進体制の構築

【推進体制】

市長を本部長とする、環境政策の推進を図るための「多摩市環境政策推進本部」（2009（平成21）年3月11日設立）を活用し、全庁横断的に事業を推進する。多摩市環境政策推進本部で年に一度、重点対策加速化事業の進捗状況を報告し、各連携先・担当部との協議事項の共有、課題解決に向けた取組を検討する。

各年度の終了時には、市民代表・学識経験者・関係行政機関職員で構成される「みどりと環境審議会」で評価し、課題がある場合は、環境政策推進本部が主体となり、課題解決に向けた取組を実施する。次年度以降の計画についても、みどりと環境審議会を確認し、着実に計画を実施する。

なお、前述のとおり市の最上位計画である「第六次多摩市総合計画」では分野横断的に取り組むべき重点テーマとして「1 環境との共生」を挙げており、全庁あげて温暖化対策に取り組む体制である。

【現在】

重点対策加速化事業の取組を主体となって推進している部署：環境部環境政策課（人数10人、うち地球温暖化対策担当課長含む脱炭素事業における専従者4人）

【採択後（予定）】

温暖化対策への体制を強化するため、令和6年4月に脱炭素事業専従者1名増員。

②地方公共団体外部との脱炭素に関する産学官金との連携組織・体制の構築

【連携体制】

ア ニュータウン再生に向けた連携

多摩ニュータウン再生に向けた取組については都と連携しながら進める。先行プロジェクトとして動き出す「諏訪・永山まちづくり」においては、市・都、地権者でまちづくり協議会が設立される。新たなまちづくりにむけては市の掲げる「環境との共生」や都の「建築物のゼロエミッション化」を推進する。



連携事業者名	東京都					
役割	<p>都は多摩ニュータウンの新たな再生方針を策定しており、多摩ニュータウン再生に向けた総合調整機能を担い、まちづくりを市域を超えて地域を一体的にとらえ戦略的に展開し、効率的、効果的に取組を迅速に進めるとともに地元自治体のまちづくりを強力に後押しする計画である。市は地元市として公民学の連携を図りながら、再生に向けた取組を推進していく。</p>					
当該事業者のこれまでの取組	<p>再生方針に掲げる将来像を達成するための先行プロジェクトである諏訪・永山まちづくりにおいて都と市の共同で再生プロジェクト検討会議を設置し永山駅周辺の再構築のあり方を検討している。</p>					
当該役割に対する合意形成状況 当該役割に対する合意形成状況	合意済	○	調整中		未実施	
合意形成状況に関する補足	<p>「多摩ニュータウンの新たな再生方針」案作成にあたり、市への意見照会を終え、都民への意見募集段階である。多摩ニュータウン再生に向けて脱炭素化による持続可能な社会を実現することを明記している。また令和6年2月には東京都都市整備局部長と多摩市環境部長間において環境への取組が重要であり、都と市で連携してニュータウン再生を進めることを確認した。</p>					

イ 補助事業（市民）活用に向けた連携

市民向け太陽光発電設備導入や断熱改修事業については、市内工務店と連携し事業を実施する。本交付金による補助事業の周知については地元金融機関や商工会、工務店を通じPRを図る。

連携事業者名	住宅建設組合、東京土建					
役割	<p>組合・土建は市民への営業活動及び機器設置を行う。市は市・都の補助事業について利用説明会を行い、制度の理解促進に努めるとともに、補助事業を活用した機器導入の営業を依頼する。</p>					
当該事業者のこれまでの取組	<p>市の住宅向け創エネ・省エネ補助事業において、該当機器の設置に取り組んだ。</p>					
当該役割に対する合意形成状況	合意済	○	調整中		未実施	
合意形成状況に関する補足	<p>市補助における市内事業者優遇制度開始時に市内工務店を集め事業及び都補助制度の説明会を開催し利用促進を図った。</p>					

ウ 補助事業（事業者）活用に向けた連携

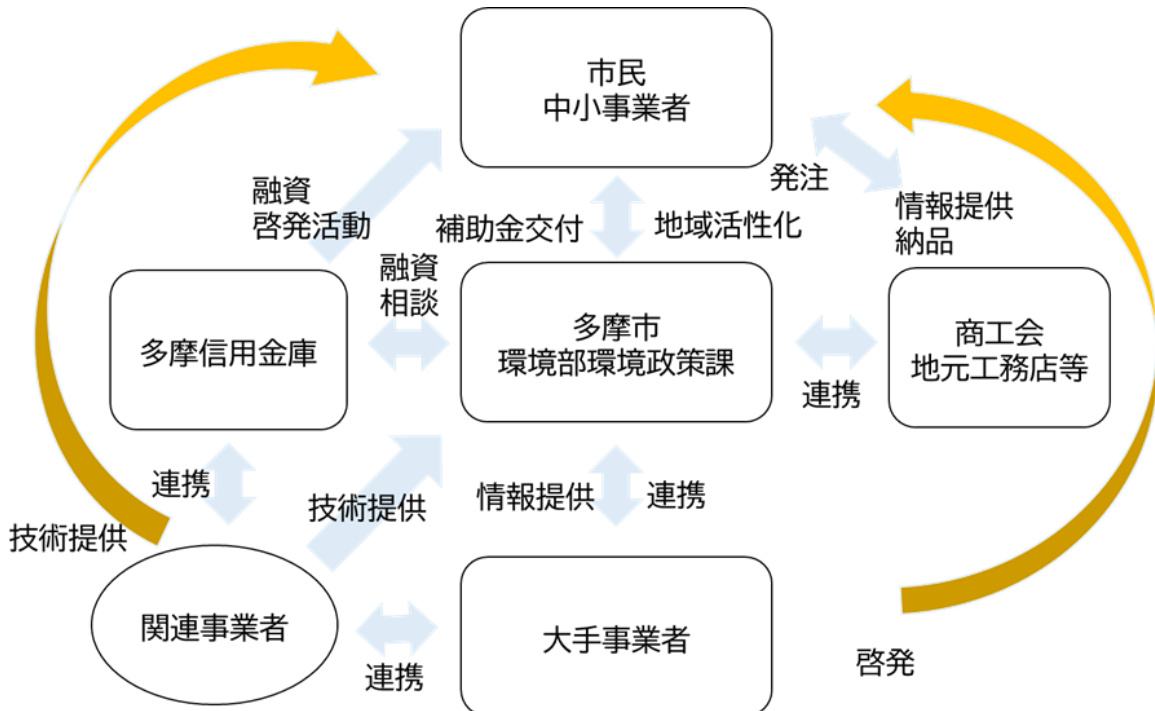
事業者向けの交付金活用を促すために市内金融機関及び事業者と連携して、ネットワークの活用と初期投資コスト低減を図る。多摩信用金庫と業務連携をしている株式会社 NEXYZ. では初期費用ゼロで省エネ設備導入が可能な「ネクシーズ ZERO」を提供している。また多摩信用金庫経由で「ネクシーズ ZERO」を利用した場合、東京海上日動火災保険が行う BCP 策定支援サービスが無償で受けられる。これにより中小事業者は初期費用ゼロで省エネ設備を導入しつつ、災害対策を行うことができる。

連携事業者名	多摩信用金庫・東京海上日動火災保険					
役割	<p>多摩信用金庫は顧客に対しネクシーズ ZERO の紹介 東京海上日動火災保険はネクシーズ ZERO 利用者に対し BCP 策定支援 市は初期費用を理由に省エネ設備導入を躊躇う事業者に対</p>					

別添様式 2

	し本事業の紹介及び交付金活用による更なる価格低減					
当該事業者のこれまでの取組	ネクシーズ ZERO は他地方金融機関で実績あり					
当該役割に対する合意形成状況	合意済	○	調整中		未実施	
合意形成状況に関する補足	令和5年11月 多摩信用金庫及び東京海上日動火災保険から本事業の紹介 令和6年1月 本事業を連携して取り組むことを合意					

また、地元金融機関や立地する大手事業者には多数の関連事業者、グループ会社を保有しており、様々な脱炭素技術、ノウハウ、サービスを保有している。そのため、本事業に採択された場合、事業の円滑化を図るために、経済観光課が実施している通知サービス及び商工会のもつネットワークを通じて市内事業者へ情報共有及び、事業者の持つ脱炭素技術等の提供を依頼する。





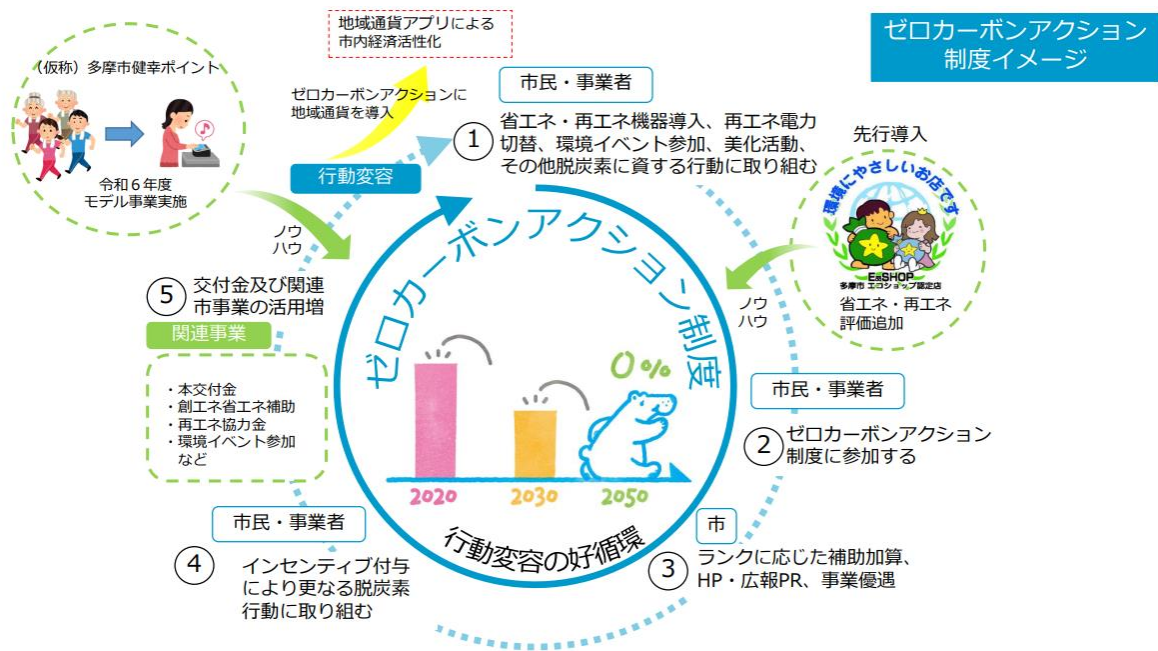
3. その他

(1) 独自の取組

① (仮称) 多摩市ゼロカーボンアクション制度 R7~

本事業を契機として市民、事業者の行動変容を促すため新たに「(仮称) ゼロカーボンアクション制度」に取り組む。ゼロカーボンアクション制度は、市民、事業者が二酸化炭素排出量削減のために、省エネや再エネ利用に取り組みながらポイントのため、ポイントに応じたランクを設けインセンティブを付与し、行動変容を促す制度。評価項目として、太陽光発電設備や蓄電池設置、使用電力の再エネ切替、省エネ診断、じぶんごとプラネットの利用、環境イベントへの参加などを想定。インセンティブとしては、補助事業の補助率・額UP、市HP・広報等への掲載などのほか、クールシェア事業の掲載ページ優遇やサステイナブルワード表彰など他事業とも相互連携を行う。本制度を契機に、既存事業の発展、利用者の増加、市民・事業者による行動変容の好循環を生み出すとともに、交付金の活用を加速させる。

先行してごみの減量、資源化に取り組む小売店舗を評価・ランク付けを行い、ごみ有料指定袋の販売委託料率優遇や広報・公式ホームページ、情報紙等を通して利用の推奨を行う、現在 62 店舗が認定されている「エコショップ制度」について、評価項目に再エネ利用を加え、店舗での太陽光設置や再エネ電気の利用を促進させるとともに、本事業のノウハウや認定店舗をゼロカーボンアクション制度に取り入れ事業拡大を図り、令和 6 年度からモデル事業を行う地域ポイントについて、モデル事業の結果・ノウハウを取り入れ、多摩市版の脱炭素に向けたゼロカーボンアクション制度、地域通貨の仕組みを構築し、市民・事業者の行動変容を実現する。



別添様式 2

【制度ランク案】

事業所	ランク	必要ポイント	省エネ診断	再エネ電力利用	インセンティブ
	S	10,000	○	○	サステイブルワード表彰
	A	5,000	○		補助事業の上乗せ助成
	B	3,000	○		市広報への掲載
	C	0			

省エネ・再エネ機器導入1,000pt、省エネ診断500pt、再エネ電力への切替1,000pt、建物ZEB化5,000pt、電気自動車導入5,000ptなど

家庭	ランク	必要ポイント	再エネ電力利用	環境イベント参加	インセンティブ
	S	10,000	○	○	サステイブルワード表彰
	A	5,000		○	補助事業の上乗せ助成
	B	3,000			ポイントに応じた景品交換
	C	0			

省エネ・再エネ機器導入1,000pt、環境イベント参加100pt、再エネ電力への切替1,000pt、ダンボールコンポスト利用500pt、まち美化活動参加100pt、電気自動車導入5,000ptなど

【見込み】

参加者（初年度）：500人（店）

予算：アプリ・WEB導入・運営費 800万円

ランクによる補助加算 200万円（1件1万円×200件）

景品・グッズ代 10万円、チラシ等消耗品 10万円

【連携事業（一部抜粋）における予算、参加者数】

連携事業	予算	参加人数・店
創エネ省エネ補助	600万円	93人
再エネ電力協力金	200万円	100人
クールシェア事業	400万円	10,000人、100店
エコショップ	10万円	62店
サステイブルワード	45万円	6団体
エコフェスタ	90万円	1,000人
その他環境イベント	10万円	
本交付金（民間向け）	約6億円	184人・店

別添様式 2

②住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助

家庭向けの太陽光、蓄電池、断熱窓導入補助事業。太陽光発電導入補助は平成 20 年度から実施し、令和 4 年度までに 303 件 1256kW 導入された。令和 3 年度には蓄電システムを補助対象に加え、令和 4 年度からは補助単価を上げるとともに、施工等に市内事業者を加えることで補助額の優遇が受けられるよう改正し、市内経済活性化も図った。令和 6 年度以降も継続予定。

	令和 5 年度単独補助事業	令和 6 年度単独補助事業	備考
取組概要	太陽光、蓄電池、断熱窓補助への補助。詳細は下表。	同左	本事業との併用により市民負担の軽減を行う。
予算額	600万円	600万円	令和 6 年 3 月議会
実績・予定件数	令和 5 年度分は交付決定前のため令和 4 年度交付実績を下表に示す。なお、現時点では予算を超える申請がある。	太陽光 40 件 蓄電池 20 件 断熱窓 33 件	交付件数は申請件数に応じて予算の範囲内で調整を行う。

【令和 4 年度交付実績】

補助対象機器等	対象	事業者所在地	補助率	補助額	交付件数	交付金額
太陽光発電システム (余剰売電)	戸建	市内	—	30,000 円/kW 見込 120,000 円	1	124,000 円
		市外		20,000 円/kW 見込 80,000 円	22	1,671,000 円
蓄電システム	戸建	市内	1/4	上限 60,000 円	3	180,000 円
		市外		上限 40,000 円	37	1,480,000 円
断熱窓	戸建 集合	市内		上限 60,000 円	6	283,000 円
		市外		上限 40,000 円	11	422,000 円
	合計				80	4,160,000 円

③再エネ電力切替協力金

家庭・事業所の脱炭素化を進めるにあたり集合住宅が多い多摩市において、住民合意の必要な太陽光発電設備の設置などが難しい集合住宅や家庭、テナント入居の中小事業者の再エネ電力への切り替えを促すため、その費用の一部を補助する。本交付金事業を契機として令和 6 年度より先行導入。後述のゼロカーボンアクション制度と相互連携して行動変容を促す。

助成金額：20,000 円/件×100 件=2,000,000 円

	令和 5 年度単独補助事業	令和 6 年度単独補助事業	備考
取組概要	—	使用電気を再エネ電力プランに切り替えた市民、中小事業者に対する 2 万円の協力金。	本事業を契機に新設。
予算額	—	200 万円	令和 6 年 3 月議会
実績・予定件数	—	100 件	

④多摩市企業立地促進条例

多摩市企業誘致条例はニュータウンに事業所を新たに立地する企業に対し奨励措置を講ずることにより、立地促進を図り、もって雇用機会の拡大に資するとともに、多摩 NT の都市としての自立を図ることを目的として開始した。同条例により市内の企業誘致を促進し、指定企業の立地による市税収入の工場や雇用の確保に貢献してきた。本交付金における事業展開の先行導入の一つとしてまのり

ニューアルに合わせて、引き続き企業の誘致を促進するとともに、変化し続ける企業活動や環境問題などの社会情勢に即した柔軟で効果的な制度に内容を改め、「多摩市企業立地促進条例」として施行した。新制度では ZEB 認証を取得し新たに開設した場合に、奨励金額を 1.5 億円へ引き上げるなどしている。

【活用した/活用を想定している事業（交付金、補助金等）等】	
・タイトル	行動変容を促すゼロカーボンアクション×デコ活
・取組内容	令和 7 年度から実施するゼロカーボンアクション制度について、デコ活事例として登録し全国へ展開する。
・関係府省庁の事業名	デコ活
・事業概要	デコ活は脱炭素に繋がる取組・サービス等を登録し、国民・消費者の後押しをしている。ゼロカーボンアクション制度を登録し、市民・事業者への PR、他自治体への横展開を図る。また、官民連携協議会デコ活応援団に既に参画していることから、協議会内で本事業の周知を行う。
・所管府省庁名	環境省
・活用予定事業費	ゼロカーボンアクション制度として市財源から 令和 7 年度～令和 11 年度で 4 百万円/年活用予定（総事業費 24 百万円）

【取組概要】本制度をデコ活の取組として登録、協議会で提案を行い市外への PR、市内では本制度及び関連する市事業の周知、推進の際にデコ活も合わせて PR する。本制度は脱炭素行動に応じて優遇を受け、更なる取組を推進する制度であり、デコ活が目指す行動変容、ライフスタイルの变革と同趣旨の事業である。デコ活（行動変容）が進めば、本制度及び関連市事業に取り組む市民・事業者が増える。本制度をデコ活、協議会で周知することで、同様の取組を行う自治体・事業者が増え、更なる脱炭素の行動変容の好循環を生む。

前述のゼロカーボンアクション制度と連携し、制度内で ZEB 認証事業者に対するポイントを付与し、脱炭素に取り組む事業者を応援する。

⑤ TAMA サステイナブル・アワード

気候非常事態宣言で表明した、市民 1 人ひとりが気候危機を自分ごととして考え行動するため、地域や学校、企業などで実践している「持続可能なライフスタイル」や「環境に優しい取組」を募集・表彰する制度であり、令和 4 年度からスタート。令和 5 年度は温暖化対策部門やプラスチック・スマート部門、生物多様性部門など計 6 部門から募集した。受賞団体は、市と市民団体で実施し、1000 人以上が参加する環境イベント「エコフェスタ」にて表彰、講演会を実施し取り組みの PR を行っている。令和 7 年度より後述のゼロカーボンアクション制度による高ランク者（市民・事業者）に対しての受賞枠を設け、相互連携を行う。

(2) 施策間連携

(3) 財政力指数

財政力指数		
令和 4 年度	市財政力指数	1.12

(4) 地域特例

地域特例						
沖縄県	離島地域	奄美諸島	豪雪地域	山村地域	半島地域	過疎地域

対象事業：該当なし